

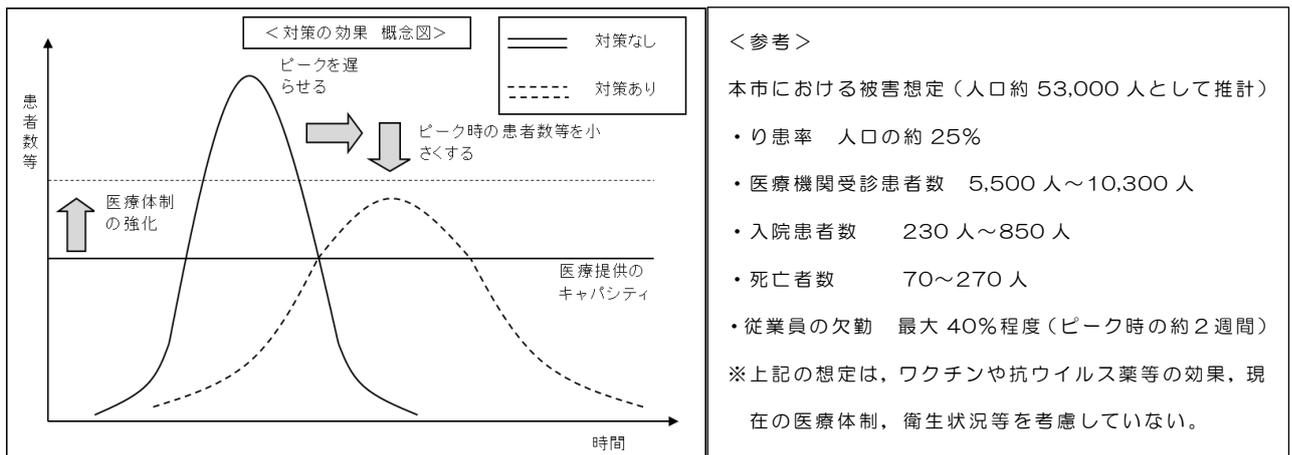
結城市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画策定の経緯・位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の制定に伴い、本市における新型インフルエンザ対策を示した、これまでの「結城市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、特措法第8条の規定により、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めた「結城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

2 目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



3 対象とする疾病

新型インフルエンザ等

(1) 新型インフルエンザ

（感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症）

(2) 新感染症

（感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

※対象とする疾病を（1）新型インフルエンザ以外の（2）新感染症にも拡大

4 主な役割分担

行政	国	国全体として万全の態勢を整備
	県	特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割
	市	市民に対するワクチン接種，発生時の要援護者支援
医療機関		地域における医療連携体制の整備，診療継続計画に基づく医療提供
事業者	指定（地方）公共機関	特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施
	登録事業者	発生時に最低限の市民生活を維持できるように重要業務の事業継続
	一般の事業者	職場における感染症対策，発生時には事業縮小など感染防止措置
市民（個人）		マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの感染対策の実践

5 発生段階・対策

新型インフルエンザ等対策は，感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから，あらかじめ発生の段階を設け，発生段階ごとに主要6項目に沿った対策を実施する。

発生段階	対策（主要6項目）
未発生期	①実施体制
海外発生期	②サーベイランス・情報収集
国内発生期（県内未発生期）	③情報提供・共有
県内発生早期	④予防・まん延防止
県内感染期	⑤医療
小康期	⑥市民生活・地域経済の安定の確保

※別表「発生段階ごとの対策の概要」参照